第６　知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

自立支援選抜に志願することのできる者は、「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１に該当する者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

①　令和８年３月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者

②　療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者

③　自主的な通学が可能である者

Ⅰ　出　　願

１　出願は、１校に限る。

２　出願期間

　(1) 志願者による出願登録期間

ア　志願者情報等の入力期間

令和７年12月８日（月）午前９時から令和８年２月17日（火）午後２時（※）

　　　イ　入学検定料の納入期間

令和７年12月８日（月）午前９時から令和８年２月17日（火）正午

(2) 中学校長による承認期間

令和７年12月８日（月）午前９時から令和８年２月17日（火）午後２時

(3) 志願先高等学校長による出願受理期間

令和８年２月16日（月）午前９時から令和８年２月17日（火）午後２時

　（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校長に承認手続きを依頼すること。

３　出願情報の登録

(1) 自己申告書（様式112）〔様式集４～５ページ〕

原則としてオンライン出願システムへのテキスト入力により提出する。

(2) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し

療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写しの画像等データを登録する。

(3) 入学検定料

オンライン出願システムにより選択した納入方法で入学検定料2,200円を納入する。

(4) （「第１　全般的な事項」の「Ⅲ　応募資格」の１(2)に該当する者）

　入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集６ページ〕の画像等データを登録する。

(5) （「第１　全般的な事項」の「Ⅲ　応募資格」の１(3)に該当する者）

　教育委員会の承認書及びその関係書類の画像等データを登録する。

Ⅱ　学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

１　面接の実施日については、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実　施　日 | | 高　等　学　校　名 |
| ２月19日 | 木 | 八尾翠翔、園芸、東淀工業、柴島、西成、枚方なぎさ、松原 |
| ２月20日 | 金 | 阿武野、堺東、貝塚 |
| ２月24日 | 火 | 桜宮 |

２　面接は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

３　面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

４　面接は、保護者の同伴を原則とする。

５　面接の時間については、受験票交付後速やかに、当該高等学校長が示す。

６　本選抜に出願した志願者のうち、１に示す面接実施日に、自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等によりやむを得ず当日面接を受験しなかった者に対して、２月26日（木）に面接を行う。詳細は別に定める。

Ⅲ　入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

１　高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

２　選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。

３　合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

４　合格者の決定に当たって、「２」及び「３」に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

５　高等学校長は、１月30日（金）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

Ⅳ　合格発表

合格発表は、３月２日（月）午後２時にオンライン出願システムにより行う。

知的障がい生徒自立支援コース

　本コースは、大阪府学校教育審議会答申（「高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ方策について」）（平成17年８月）に基づき、知的障がいのある生徒が社会的自立を図ることができるよう、高等学校において一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備していく観点から設置するものである。